

令和7年度 入札監視委員会（第5回）議事概要

南関東防衛局

| | |
|---------------|--|
| 開催日及び場所 | 令和8年3月9日（月） 横浜第2合同庁舎 低層棟1階 共用第3会議室 |
| 委員 (◎：委員長) | 田才 晃（大学名誉教授） ◎細田 孝一（大学名誉教授） 松本 次夫（税理士・公認会計士） (敬称略：五十音順) |

防衛省発注機関が発注する建設工事等に関する審議

| | |
|--------|----------------------|
| 審議対象期間 | 令和7年10月1日～令和7年12月31日 |
| 審議対象件数 | 50件 |

1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）

| | | | |
|--------------|-----------------|--|----|
| 抽出案件 | 7件 | (審議概要) ・契約状況、指名停止措置状況及び低入札価格調査等について報告 ・抽出案件の概要説明 | |
| 建設工事 | 一般競争（政府調達協定対象） | | 2件 |
| | 一般競争（政府調達協定対象外） | | 1件 |
| | 企画競争方式 | | 0件 |
| | 随意契約方式 | | 1件 |
| 建設コンサルタント業務等 | 3件 | | |

| | 意見・質問 | 回答 |
|---------------------------|--|--|
| ○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等 | <p>① 久里浜（7）庁舎新設等電気工事 （一般競争入札方式（政府調達協定対象）） 概算金額と予定価格に10億円ほどの開きがあるが、要因は何か。</p> <p>1者応募なので業者見積がそのまま予定価格になるのか。</p> <p>電気工事は、参加者が少ないのか。</p> | <p>予定価格算定時の材料費やメーカー見積が概算金額算定時に比べてかなり高騰していたことに加え、見積活用方式により単価の乖離が想定されるものについて入札参加業者から見積を徴取し予定価格を算定したことによりこのような開きが生じてしまった。</p> <p>業者から提出された見積については、局積算用単価と開きがあるため、参加者と妥当性について確認した上で採用しており、採用できないものについては局積算用単価となるので、業者見積がそのまま予定価格になることはない。</p> <p>本工事では40者程度に公告したことを周知したが、結果1者の応募</p> |

② 久里浜（7）庁舎新設等建築その他工事
（一般競争入札方式（政府調達協定対象））

設計と工事は別会社で行うのか。

③ 横須賀米軍（7）独身下士官宿舎2法面整備等工事
（一般競争入札方式（政府調達協定対象外））

応募者が多いのはやりやすい工事だからか。

受注価値が高い工事の割には辞退した者が2者あるのは何故か。

④ 池子米軍（7）生活支援施設1新設等機械追加工事
（随意契約方式）

概算額は14億円だが、半分の7億円で契約しているのはどういうことか。

機械工事は比較的正確に概算が出せるのではないか。

⑤ 防大（7）体育館等新設基本検討
（一般競争入札方式（政府調達協定対象））

辞退理由は何か。

基本検討を行った後に実施設計を行うとのことだが、基本検討を行った業者が優先的に実施設計を行うのか。

であった。
また電気工事の他、管工事でも1者、2者と参加者が少ない状況が続いている。

そのとおりである。
また、原則、設計した者は工事に参加できないこととなっている。
特殊な事案で設計施工を求める物は除いている。

法面工事は、受注者にとっては受注価値が高い工事のようで、本年度発注した他の法面工事でも10社近くの応募があった。

1者は他工事を受注したため配置予定技術者の配置ができなくなったため、もう1者は積算の結果、採算が取れないと判断したためと聞いている。

この14億円というのは前工事と後工事を合わせた全体の概算額である。

設計完了後、積算したところトータルで21億円かかることがわかったため、前工事は14億円で契約し、残りのオーバーした分を今回の後工事において7億円で契約したものである。

設計を始める前に概算を算出しているため、設計が終わった段階で要望等を取り纏め、機器の諸元等もユーザー側の仕様に合わせて積み上げると当初の概算を超えてしまった。

建築、設備及び土木を含んだ総合設計業務において、設備コンサルタント業者の協力が得られず辞退したものと聞いている。

全く優先権はなく、一般競争入札を行う。

| | | |
|-------------------------|---|---|
| | <p>基本検討とはどのようなことを行う業務か。</p> <p>⑥ 御前崎（7）隊庁舎新設建築その他設計 （一般競争入札方式（政府調達協定対象外））</p> <p>⑦ 静浜（7）隊舎改修等建築その他設計 （一般競争入札方式（政府調達協定対象外）） 一括審査方式とはどのようなものか。</p> <p>発注実績は少ないのか。</p> | <p>建物の大きさや高さを決定するが、その際あわせて法令や条例の制限も含め建設が可能かを確認する業務である。</p> <p>競争参加資格確認資料を共通化できる複数の業務を対象に、一括して公告し、審査を実施するもので、業者及び発注者の事務負担を減らす方式ある。</p> <p>本年度は4件発注しており、事務の効率化のため、今後増やしていきたいと考えている。</p> |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | 特に意見なし | |
| 2. 談合疑義案件の処理状況について | | |
| 談合疑義案件 | 総件数 0件 | (審議概要) ・該当案件なし |
| 工 | 談合情報 | 0件 |
| 事 | 点検結果疑義 | 0件 |
| 業 | 談合情報 | 0件 |
| 務 | 点検結果疑義 | 0件 |
| ○委員からの意見・質問 | 意見・質問 | 回 答 |
| ○それに対する回答等 | なし | なし |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | 特に意見なし | |
| 3. 入札結果の事後的・統計的分析結果について | | |
| 審議概要 | 順位傾向の分析、落札率・応札率等の分析、調査項目別の平均落札率等の分析等を行った資料を委員に配布・報告。 | |
| ○委員からの意見・質問 | 意見・質問 | 回 答 |
| ○それに対する回答等 | なし | |
| 4. 再苦情処理（再説明請求回答） | | |
| ・該当案件なし | | |

令和7年度 入札監視委員会（第5回）議事概要

陸上装備研究所

| | |
|---------------|--|
| 開催日及び場所 | 令和8年3月9日（月） 横浜第2合同庁舎 低層棟1階 共用第3会議室 |
| 委員 （◎：委員長） | 田才 晃（大学名誉教授） ◎細田 孝一（大学名誉教授） 松本 次夫（税理士・公認会計士） （敬称略：五十音順） |

II 防衛省発注機関が締結する契約（建設工事等を除く）に関する審議

| | | |
|--|---|--|
| 審議対象期間 | 令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日 | |
| 審議対象件数 | 634件 | |
| 1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について） | | |
| 抽出案件 | 総件数 6件 | （審議概要） ・抽出事案の概要説明 |
| 一般競争 | 2件 | |
| 指名競争 | 0件 | |
| 随意契約 | 4件 | |
| | 意見・質問 | 回答 |
| ○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等 | <p>① 電気の供給 （一般競争契約（1者応札））</p> <p>公告の4 参加資格⑧に記載がある「[RE100 TECHNICAL CRITERIA]」の要件を満たす再生可能エネルギーを供給でき、その電気は再生可能エネルギー比率100%で供給できる者であること。」について説明されたい。</p> <p>前年度との電力料金の違いについて説明されたい。</p> <p>電力の契約電力及び予定使用電力量について説明されたい。</p> <p>② 動力装置試験室等の環境整備 （動力装置等の解体、収集運搬及び廃棄処理作業） （一般競争契約【複数者応札】）</p> <p>本件は、廃棄物品の引取場所が限られていたものか。</p> | <p>政府実行計画等を受け定められた次官通達「令和6年度以降の再生可能エネルギー電力の調達のための指針」に従い、再エネ電力の調達の条件を公告に記載したものである。</p> <p>この条件を満たし、応札した業者は1者のみであった。</p> <p>各年度の研究開発事業の状況により電気の最大電力及び予定使用電力量が変動するためである。</p> <p>各部門に研究開発事業等で使用が見込まれる最大電力及び予定使用電力量を確認のうえ設定している。</p> <p>そのとおりである。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>落札率が 51.83%と低い理由について説明されたい。</p> <p>廃棄物品は、売払できるものはなかったのか。</p> <p>廃棄物品は、再利用できないものなのか。</p> <p>③ 砲外弾道特性評価装置の改修 (随意契約(公募・企画競争時1者応募))</p> <p>公募について、説明されたい。</p> <p>契約の経緯を説明されたい。</p> <p>商議とは何か説明されたい。</p> <p>④ 構内端子函等更新作業 (随意契約【1者応札の後不落随意契約】)</p> <p>公告に記載している貴社の「標準価格」で積算した参考見積書を提出した業者は、応札業者のみか。</p> <p>本件では、2回入札の後、随意契約へ移行しているが、入札の3回目は検討しなかったのか。</p> <p>⑤ レーザ照射による貫通現象に関する解析役務 (随意契約【競争性のないもの】)</p> <p>参考見積を徴収しているが、</p> | <p>契約相手方は、本件とは別に類似の廃棄役務を落札しており、本件と廃棄の作業を同時にすることによって人員や車両を同じ場所で使用できるため、その分の経費を安価にできた理由であることを確認している。</p> <p>混合物が含まれていたため、売払できるものはなかった。</p> <p>廃棄物品は、老朽化及び陳腐化により再利用は難しいものである。</p> <p>「砲外弾道特性評価装置の構造、機能、仕組み等に関する知識及び技術を有していること。」が応募の要件であり、公募の結果、上記の応募の要件を満たす者は、技術的要件及び体制を有している本装置の納入業者である当該者1者のみの応募であった。</p> <p>予定価格調書作成後、応募業者から見積書を提出してもらったところ、2回目に提出された見積書の金額が予定価格の範囲内の金額があったため契約に至ったものである。</p> <p>見積書提出の意味である。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>2回目の入札金額と予定価格の乖離が僅差であり、再度公告入札を行うまでもなく落札が見込める場合であったため随意契約に移行した。</p> <p>なお、競争相手が複数者いる場合は、3回目以降の入札の継続を行うが、本件の場合は、応札業者1者のみであったため、1回目の見積書を提出してもらったところ、見積書の金額が予定価格の範囲内の金額であったので契約を締結したものである。</p> <p>将来の装備品のレーザ防護方法の</p> |
|---|---|

| | | |
|--------------------|--|---|
| | <p>基準となる類似契約等はあるのか。</p> <p>本役務を実施可能な者は、当該者のみか。</p> <p>⑥ ネットパレット他5品目 (随意契約【その他】)</p> <p>落札率が71.1%と低い理由について説明されたい。</p> | <p>有効性についての検証のため、基準となる類似契約等はない。</p> <p>本役務の実施にあたり、レーザ照射による貫通現象を数値解析で出来る限り正確に再現する知識、技術、実験設備及び経験が必要不可欠なため、履行可能性を検討したところ当該者のみであった。</p> <p>予定価格は、参考見積の徴収ができた2者のうち安価であった者とインターネットで調査した価格を比較し、安価であった者の参考見積を計算価格とした。</p> <p>落札率が低い理由について、事実関係を契約相手方に確認したところ、参考見積価格は、一般的に流通している価格を示したものであり、契約相手方の企業努力により参考見積価格から見積書の金額を下げる事ができたことを確認している。</p> |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | 特に意見なし | |
| 2. 談合疑義案件の処理状況について | | |
| 談合情報件数 | 0件 | (審議概要) ・該当案件なし |
| ○委員からの意見・質問 | 意見・質問 | 回答 |
| ○それに対する回答等 | なし | |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容 | | |
| 3. 再苦情処理(再説明請求回答) | | |
| ・該当事案無し | | |